

「家」と家憲

— 明治期における家規範と国家規範 —

米村千代

序

従来、戦前の家族生活は、戦後家族との対比において、イデオロギーによって抑圧、統制された封建的かつ単一的なものとしてのみ捉えられがちであった。明治期以降戦前までの家族生活が‘封建的な’家においてであったという認識は、明治政府によるイデオロギー浸透説をとるにせよ、近世からの継続説をとるにせよ支配的である⁽¹⁾。いずれにせよ、この時代の家族システムは、政策上に現れる規定をもとにした大文字の家モデルによって代表されて語られてきたといえる。そのため、当時の家にまつわる規範は、制度の従属変数として扱われ、現に人々が生きていた文脈において理解するという視点は看過されてきた。本稿ではこの観点から家憲を分析することにより、家憲作成に内包されていた意図と「家」存続の諸戦略を明らかにすることを試みる。そのことを通して、当時の家が持っていたと考えられる主体的側面を明らかにし、家憲に描かれた「家」像から家規範と国家規範との差異を見いだしていくことを目的とする。

1 家憲分析の社会学的意義

(1) 「家」と家憲

個々の家族員が超代的に存続を希求する一つの価値を考察し、それをもって家を概念化する必要性があることは別稿で論じたが⁽²⁾、ここでも、個々人によって絶えず作り替えられ、構成され続けていく世代間の意識として「家」を捉えたい。それに対して断りなく家という場合は、実際の集

团的側面を指すことにする。従って、「家」は制度から押しつけられたイデオロギーでもなければ、実際営まれていた生活でもない。また生活集團の構成員全員に共有される意識でもない。あくまで超世代的に継承されていく意識であり、個々人が時間を越えて連なっていくという感覚であり、個々の家族員がそれぞれに存続を希求するものである。家憲は、そういった「家」の側面が、規則としてコード化されたものと考えることができる。また語法として、家憲に観察される規範を家規範とし、それに対して明治民法を始めとする諸政策に観察される規範を、ここでは国家規範と表現することにする。

「家」を捉えるには、その像が家族員によって異なっていたこと、変化しつつも連続していく諸相にあることの2点を踏まえる必要がある。従って、家憲の解説もこの観点から、次の3点を準拠点として行いたい。まず第一に、国家規範とは独立に観察すること。そのことによって、現実に家憲が作成された契機を問うことが可能になる。両者を別個に把握して始めて、相互の距離を捉えることができる。第二に、家憲の解説を家憲作成者の意図として行うこと。言い換えると家憲は、それが適用された全員の意図を反映している訳ではないことに留意する。第三に、第二の点と関連して、家憲に観察される諸規定は、厳密な意味で生きていた規範ではないということ。つまり諸規定は、必ずしも集團構成員すべてに承認されたものとは限らないということである。もちろん遵守すべきものであったのであろうが、それを、そのまま現実に根づいていた規範と見なすことはできない。例えば本家分家間の和合が説かれていたからといって、現実に本家分家が仲睦まじく生活していたとはいえない。その意味では作成された意図を問う文脈で解説する必要がある。

なお、表記として引用文は、誤字、脱字、当て字を含めてすべて原典の通りとする。また、下線部はすべて筆者による強調である。

(2) 家憲分析の意義と本稿の課題

「家」を考察するために、家憲を分析することがどのような意義を持つ

のか。「家」を把握するためには、一度国家規範への融合という前提を切り離して考える必要があると述べた。その上で、当時の家族生活における国家規範との懸隔、国家規範に対して「家」が持ち得た戦略性、対抗可能性を探究することが可能になる。家憲は、自らの「家」の存続を目的として作られている。作成者それぞれの「家」像を反映し、状況に対処すべく作成されたものと考えられる。作成者の意図を探るためには、本来的には、時代を追って家憲に現れる規範の変化を迎えるべきであろうが、ここでは紙幅及び資料の制約上、作成動機として明記されているものに基づいてのみ分析することを断っておく。家憲において作成者の意図は、どのように記されているか。

例えば、備前国児島郡藤戸村の日笠家は、天保から弘化年間頃に村方地主から寄生地主になり、明治期において寄生地主として飛躍的發展を遂げた家であるが、明治9年、同16年の「大旱損ニテ田畑立毛皆無、小作人共ヨリ収納米聊百分ノ一ニ不足」にもかかわらず、「諸税村費掛り金不許、悉皆弁納」という事情から、当時の家長であった武一郎が「現今之目図ニテハ日笠家身代相減シ可申」と懸念し、その困難を克服することを目的として明治17年に『日笠家名永続法方武一郎栄顕意見書』を作成している。また明治19年には、武一郎が還暦を迎えるにあたって家督を長男の哲夫に譲るに際し、『條目』として家督相続の心得と譲状を書き与えている。また年代は未詳だが『永世家内心得覚』、『規則』は、柴田一によると武一郎が次男竹二郎の分家創設にあたって書き与えたものであろうとのことである（柴田 [n. d.]）。これらの家憲は、家督の相続期、分家創設といった世代間の継承期に作成されており、転機に際して日笠家が衰退していくことのないよう、家長によって作成されている。

また備前国児島郡味野村の野崎家は、文政年間に、中農層から足袋の行商、さらに塩田経営に着手することにより上昇し、嘉永年間には新田を開拓し塩田新田地主としての地位を確立した家である。野崎家では、明治29年に11代目家長武吉郎によって『野崎宗家家法』が作成されている（柴田

[n. d.]。第一章の綱領において、制定の目的を「野崎宗家家法ハ宗家永遠ノ鞏固隆盛ヲ期スル爲メ創業ノ祖松寿院ノ遺訓ヲ述ヘ制定スル所ノモノナリ」とし、「宗家」の永続が明確に謳われている。ここでいう「宗家」とは基本的に代々の本家を中心とした超世代的な観念であり、基本的には血縁、家産を媒体として継承されていくものであると考えてよいであろう。京都の商家大和屋では、明治18年に当時の隠居五世及び四世未亡人の連名で六世忠八へ宛てて「命令書」が出されているが、これは、六世忠八が家を出てしまった際に、このままでは経営が傾いていくと案じた先代によって戒めの意味をこめて作成されたものである（中野 [1968→1978]）。また一米穀商から一代で富を築いた三重県の豪商諸戸清六は、「子孫長久の祝福を図るべく、家憲制定の必要を感知し」、自家の家憲を制定したという（北原 [1917:297]）。

耕作地主であった岡山県勝田郡高円村の守安家の場合は、大正2年に「家掟旨意書」と「家掟條例」が作成されている。これらは、「抑當家の従来家掟ハ不文法慣習を以て家例とし 嚴重に備當仕来り候処明治元年大政一変して文明開化の御代となり變化に従ひ旧習を去り新設便利を量り、旧例をも加へ更に文法を設備し以て相應の行事作法を成すハ高祖累代の祖宗に對する面目に非すや・・・」という目的で作成された。變化に際して、旧慣に従いながらも時代に即した新しい規定を設ける必要性があったことが明記されている。また、北海道虻田郡真狩村留寿都の耕作地主の大西家では、大正9年2月4日に当時の家長大西繁太郎によって「家法」が作成された。当家は家憲が作成された大正初期は、村内では自作上層に属しており、この基盤をいかに維持、発展させていくかという段階にあったという（黒崎 [1977]）。「家法の目的」は、第二条に「大西家の基礎を強固にし、財産の安寧を計り、一家の永続を計るものとす」とあるように、財産の維持、家の永続のために「その（家業）経営の方針と方法とを明確にしておく必要が家法制定の主な動機」（黒崎 [1977:133]）（かっこ内引用者）であったという。醤油醸造業の大手であった千葉県の茂木家では、「往年不

文の家法」や「先代の遺訓」が既に存在したが、「各家悉く絶対に之を遵奉したるには非ざりしが如し」といい、茂木家の将来とその和親のために新家憲を制定している。また家憲整備の必要性は、『家憲正鑑』の刊行それ自体にも現れている。北原種忠著の『家憲正鑑』（大正6年初刊）には、家憲制定の目的として、明治以降の社会変化に際し、家の基礎を堅固たらしめるため「一家の組織を厳正にし、家格を規立する」ことが必要視されており、北原はこの『家憲正鑑』公刊の意義として、家憲制定が緊要であること、その際、この書が立案資料になるとしている。

ここで取り上げた家憲に見られる具体的な作成動機をまとめると、存立の危機意識から（日笠家、大和屋）、隠居、分家創設に際して（日笠家、諸戸家）、社会変化に際して（守安家、茂木家）、始祖の遺訓の伝達（野崎家、守安家）、「家」の確立のため（大西家）となり、相違はあるものの、「家」の存続を希求しているという意味では共通していることがわかる。

「一家の永続」、「宗家永遠ノ鞏固隆興」、「子孫長久の祝福」という言葉が示すのは「家」の超世代的連続への志向性である。しかも志向されているのは、旧来からの生活でも、現前の生活でもなく、家長の権限でもない。始祖から連なっている「家」である。家憲は過去の経験から蓄積された「家」存続の方法を伝えるものであり、また未来へ向けて存続させて行くためのものであり、社会状況に対処するためのものである。また、「変化に従ひ旧習を去り新設便利を量り、旧例をも加へ更に文法を設備」（守安家）や「各家悉く絶対に之を遵奉したるには非ざりしが如し」（茂木家）という記述は、「家」が、その継承場面において、家憲作成者によって単に伝達されていくのではなく、外的社会状況や内部状況に応じて、作成、変更、更新されているという側面もあったことを示している。

このように家憲の分析は、「家」が変化しつつも連続している諸相を、個人（家憲作成者）に照準して捉えることを可能にするものである。ここに家憲分析の最も重要な意義がある。家憲に現れる「家」の像が時代を経てどのように変化しているのか、また変化していないのかを見ることによ

て「家」が継承されていく過程を把握することが可能になる。

ここでこのテーマをすべて論じることができないが、本稿では、家憲分析の序として、まず家憲が持っていた国家規範からの自律性を確認することを通して、家規範が持っていた意味を考察し、何が「家」として継承されていったのか、それをどのようにして可能にしようとしたのかを明らかにする。「家」存続のために取られた諸戦略は、明治政府が提示した家モデルとどのように異なっているのか、なぜ異なっているのかを探究する。従って次節以降では、まず比較のフォーマットとして国家規範における家を概観し、継いで家憲の内容の分析に入っていくことにする。

3 家憲における家規範

(1) 国家規範との懸隔

序でも述べたように、戦前の家族は、しばしば‘民主的で平等な核家族’との対照で、‘明治民法下の家族’として、明治民法における家によって代表されて語られ、モデル化されてきた。ここでは特に家の継承と直接関わってくると考えられる相続に関して見ていく。

明治民法では、個人は戸籍において戸主もしくは家族員として把握され、戸主が、家族員の一切の届出義務を負い、家族員を掌握・管理する権限を与えられていた。戸主の地位の継承、すなわち家督相続順は、(1)最も親等の近いもの、(2)親等と同じ者の間では男子が女子に優先、(3)親等が同じ男子の間または女子の間では嫡出子が優先、(4)親等が同じ嫡出子・庶子・私生子の間では嫡出子・庶出の女子が私生の男子に優先、(5)上記いずれの場合も同列の間では年長者が優先、となっていた。戸としての家は、血縁を前提とする「一家承継」の観念によって規定されていた。ここでは直系血縁成員であることが最重視されており、さらに長幼の序及び男子優先が貫かれている。

他方、遺産相続は「家族の所有に属した権利義務の相続」であり、「被相続人の死亡または失踪宣告」により開始される相続である。旧民法が、

「家」相続原理」を色濃く反映していたのに対し、明治民法に著された遺産相続の規定は、「純然たる「個人」の財産の相続」である。相続順は(1)直系卑属、(2)配偶者、(3)直系尊属、(4)戸主となっており、家督相続に対し平分主義が特徴である(大竹[1977:294-295])。ただし、民法の規定に「家督相続人ハ相続開始ノ時ヨリ前戸主ノ有セン権利義務ヲ承継ス但前戸主ノ一身ニ専属セルモノハ此限ニアラス(第986条)、系譜、祭具及墳墓ノ所有権ハ家督相続ノ特権ニ属ス(第987条)」とあるように、継承財でも象徴財⁹⁾に属すると思われるもの、祖先祭祀に関わるものについては、家督相続と同様、戸主に特権が与えられている。このように、家督相続や象徴財の相続は直系重視であり、あくまで戸を単位とした相続であるが、他方、遺産相続は個人単位であることがわかる。つまり国家規範自体は、単位としての戸と個人を併せ持っていたのである。

ここでは紙幅の都合上、明治民法の規定によってのみ国家規範を考察したが、もちろん明治民法のみが国家規範を代表しているとは言えない。例えば徴兵制の変遷などを見ると、一概に国家が一家承継の観念にのみ基づいていたとは言いきれない点はある。徴兵制に限っていえば、大竹も指摘するように、施行の流れの中に、一家承継から一家生計への転換が観察されるからである。これは、国家の側が、生きている規範を認識し、現状に即する形で、政策を変更していった結果である。しかし徴兵制に関して、依然として、国家規範に現れた一家生計の観念と実際の生活慣行におけるそれとを同一視することは出来ないと思われる。徴兵制における転換も基本的には戸主の直系優先の原則を保持しており、ここで取り上げた戸主権の規定における観念と、抵触するものではなかったからである。

ではこれに対して、個々の家憲において相続、戸主の権限はどのように規定されていたのかを、次のテーマとする。なお、ここでは農家および商家を中心に論じていく。

(2) 家憲における家規範

本節では、何が財として継承されていくか、また継承者にはどのような

権限が与えられたのかの2点に絞って考察を加えたい。

まず、日笠家であるが、『日笠家名永続法方武一郎栄顕意見書』では、「家財ハ己ノ物ニアラズ、先々代御各靈之御身代ニテ時之主人可爲自由所有テハ、曾而無之故ニ・・・」とあり、財産は先祖のものであり、家長個人の自由にはいけないとされている。『條目』にも、「日笠家財産ハ子孫之物ニアラズ、祖先ノ御所有物ナリ」という記述が見られる。相続人の決定については「一家相続ハ嫡子へ譲り候義ハ勿論」とあるように直系優先であるが、「万一嫡子不心得ニ候ハ」話し合っただけで決められたのであれば養子であっても構わないとある⁶⁾。血縁を重要視しながらも「心得」が問題となっている。相続に関しては「一家承継」もさることながら実質的な家産管理能力が優先されているということだろう。家産としては、「地所」を「第一ノ財」としており、「悪田畑ト雖モ売却差留候事」という⁶⁾。さらにその財産を減じることのないように、「如何程繁榮致テモ濫ニ分家分財等致間敷」とあり、「祖先之財産ヲ後世子孫兄弟勝手ニ配分決而不成、本家財産ハ相続人保護スベシ」と説いている。財産は先祖のものであり、また子孫に伝えていくべきものであるので、分家分財は慎めというのである。またその財産を保護する事が相続人の役割であるという⁶⁾。これが先ほどの「心得」にもつながるのである。さらに、分家分財に際しては本家永続を第一義に考えよという記述がある。「本分ハ一家同然ニ相心得、素リ親族時々熟親出入若又不心得者有之候ハ、心ヲ付異見ヲ加ヘ改心為致、互ニ深切ヲ尽シ思違等ニテ不服ヲ生スル時ハ無服蔵打明シ何事モ和合第一ニ可致事」という規定も、本家永続を目的としていると考えられる。本分両家が和睦まじくすること、本家を守ること、本家を敬うという規範は、『永世家内心得覚』や『規則』にも見られる⁶⁾。兄弟で相争わず、相互に注意しあいながら睦まじくする事といい、本家は、本家であることを驕らず、また分家は本家を第一としなければならないと強調する。

日笠家の家憲に見られる「家」の特徴は、家産は家長個人ではなく「家」または「家」の先祖に属すること、本家分家は一家同然であるので

和合すべきこと、単独相続や親を尊ぶべきということ、本家を第一義に考えよとする規範である。しかもその根底にあるのは、家筋よりも家産を重んじる思想である。このことは嫡子が相続すべきといいながらも、もし嫡子が「不心得ニ候ハム」、協議により他の者に相続させるべきだとすることに明らかである。実質的な家産を基盤とした「家」を重んじており、家産を少しでも減少させないようにと細かい規定を設け、あくまで物的財産あつての「家」だという意識が強く働いている。

次に野崎家ではどうだろう。家督相続は、「家督ハ直系卑属親ヲシテ之ヲ相続セシム」、「直系卑属親ノ相続ハ 嫡出ヲ先ニシ庶出ヲ後ニス 若シ同順位ノ者二人以上アル時ハ 男ヲ先ニシ女ヲ後ニス 又男若クハ女二人以上アル時ハ 長幼ノ序ニ従フ」となっており、明治民法の規定と一致している。また一旦家督を譲って隠居した場合でも、もし直系卑属親以外の者が相続していて、直系卑属親が後に出生した場合は、後者に家督を譲り、前者の仮戸主はその「家属」と共に分家するよう説いており⁶⁾、できる限り「直系卑属親」に家督を相続させようとしている。野崎家における家督相続に関するこの細かい規定は、「一家承継」の觀念の強さを現していると言っていだろう。

しかし厳しく継承順位が定められているにも拘らず、戸主の権限はあまり強くはない。「家」を永遠に発展させていくためには、「本法ニ従フニ非ラサレハ何人タリトモ家督ヲ相続スルコトヲ得ス 又宗家ノ家産・家政其他諸般ノ事ニ関シ異議ヲ唱へ若クハ宗家ニ對シ要請スルコト有ルヲ許サス」とする。家憲に従う者のみが家督を相続することができるのである。「戸主假戸主」は、「後見人ノ明許シタル時ニ非ラサレハ 家産家政ニ関シ何等ノ法律行為モ有ルコトヲ得ス」とされており、「本法ニ背戻シ又ハ家名ヲ汚ス可キ行為明確ナルトキ」や「家産ヲ浪費ス可キ傾向顯著ナルトキ」には「親族会ノ決議」で隠居させられてしまう。「戸主」は「後見人」や「親族会議」の監督の下にあり、親族会は、「戸主又ハ假戸主」の結婚や分家についての決議権を持っている。戸主の親族で成人している者、

武吉郎がそれと認めた者、「協議員」によって構成すべしとされ、「親族タル會員中ノ年長者又ハ其指定シタル會員」が会長になる。また五親等内の「親族中一家一人ヲ採テ親族會員ト爲」し、「後見人」は親族会員となることができなかつた。「協議員」とは親族会の決議で「宗家ニ功勞又ハ縁故アル者」として推薦された者になる。他方「後見人」については「後見人ハ親族会之ヲ選定ス」、「戸主又ハ假戸主ノ生父母并ヒニ前戸主又ハ前假戸主ハ後見人ト爲ルコトヲ得ス」とあるように、親等によって自動的に決まるのではなく、会議の上決定するよう記されている。役目は「被後見人并ヒニ其家屬ノ保護・教育及ヒ家産家政ヲ管理ス可シ」となっており、「親族會ニ於テ後見人其任ニ適セスト認メタル時ハ其決議ヲ以テ廢罷ス」というように親族会の査定の下におかれている。さらに「後見人」に関しては「後見人ニハ常ニ後見監督人ヲ附スルコトヲ要ス」とある。後見監督人とは親族会により選定されるべき者で、「成ル可ク被後見人ノ近親ヨリ之ヲ選定ス」とされている。役割は「後見監督人ハ後見人ノ職務執行ヲ監督ス」とあり後見人同様、親族会に罷免権がある。

このように「後見人」は「戸主又ハ假戸主」並びに「家屬」を保護教育し、家産家業を管理する任務を担うことを期待されており、さらに、「後見人」の職務執行を監督する役割を持つ「後見監督人」がその上におかれる。そして両者とも「親族會」により選定され、また「任に適セス」と認められると「廢罷」されてしまう。ここで着目すべき点は、家督の継承においては継承のラインを重要視しておきながらも、実際の家政経営における権限を戸主ではなく、「親族會」に与えた点である。

似たような手法は、山形県の豪農本間家の家憲にも見られる。本間家では、「凡ての財産を一人の名義主に帰せんか、不幸にして不肖の当主出でたる時、或は不慮の過失訴訟等により、累代の名家も一朝にして滅亡の災に逢ふを免れざるは、世に其の例少なしとせず」という懸念から、「永久の安全堅固を図るべく、表面上家人及び近親一同に其の財産を分賦し、其の経営収支等は一門の協議に基づき、宗家主人の裁決を経て実行すること」

としている（北原 [1917:278]）。

また野崎家では戸主は隠居するとき「家属」を連れて分家するとなっており、親族会も戸主が変わると再編成される。この戸主の分家に際しての財産分与は、「其戸主又ハ假戸主タリシ間ニ於ケル家産ノ収入ヨリ其益用ノ爲メニ要スル一切ノ経費ヲ切除シタル残餘ノ十分ノ五ニ相當スル財産ヲ之ニ分与ス」とあり、隠居に際してかなりの財産を分与することになっている⁹⁾。ただし、野崎家では家産を「世襲財産」、「基本財産」、「普通財産」とに分け、「宗家ニ於テ永遠ニ保存ス可キモノヲ世襲財産ト爲ス」としている。「世襲財産」については隠居に際しても分財してはならなかった。また財産は、「身代は一種の産にのみ託せ置く可からず」として、塩田、田地、公債に分けて置くべきだとし、天災、凶荒や社会変化に際しても、三種のいずれかが保てるようにとしている。

野崎家でも、戸主は権限を付与されるにふさわしいと認められる場合のみ、その権限を与えられた。実質的な家産を継承していくことが何よりも優先されている。また財産の中には「家」の財産があり、それは何人も自由にすることができない。この点に関しては、日笠家の場合と同様、明治民法の規定と一致するものではない。両家は、一見「一家承継」に基づき戸主に絶対的優越を認めているようにみえるが、その実、家産の維持存続を最優先する姿勢が観察される。経済的に富を持つことが、彼らの「家」存続にとって重要であり、同時に家産は「家」のものとされることによって存続が可能になった。ここで血筋は、家産を保持していくため、「家」を存続させていくために、象徴的な意味を付与されていたといえる。

京都の大和屋の「命令書」の場合でも戸主の権限はそれほど強くはない。例えば「命令書」には「戸主ハ全家ノ長ナレバ、全家ノ者ニ対シ信用ヲ不失様、可相心得事」、「戸主ヲシテ既ニ実行シタル処置ノ可否ヲ時々諮問ニ可及事」とあるように、構成員全員の規律を正すというよりは、戸主としての心構えを説くという色合いが濃い。もちろん、この「命令書」の作成動機は現戸主の素行を正すことにあったからやむを得ないかもしれない。

「家内ノ人々ニ関スル事ハ其際報告スベキ事件ハ必ズ一統ニ報告スル事」、
「親族亦ハ朋友其他ノ家ニ於テ財産會計改革其他周旋等ニ関係スル場合ハ
必ズ養父ノ許可ヲ受ル事」といったように戸主による決定、処置も常に他
者の監督の下におかれている。

次に、耕作地主であった守安家の「家掟條例」をみる。まず、親族呼称
の規定があり、「戸主ヲ家長其妻ヲ女長ト称スルモノトス」と戸主を「家
長」、戸主の妻を「女長」とし、それ以外の成員を「一切家族ト称ス」とし
ている。また「従前ノ奉公人」は「傭男傭女」と称すると改めている。こ
こにも、明治民法の家とは大きな違いがある。明治政府は「戸主権の卓
越」を承認し、それ以外の成員にはない特権を付与し、長幼の序、男子優
先の思想から相続順を規定した。女性の権限は、女の戸主は認めたとして
も、妻の財産は夫に属するとするなど法的には基本的に無能力者として
扱った。ところが、「家掟條例」では戸主である家長に続いて「其妻」が
「女長」として規定されている。「家長」は「金銭ノ出納取扱」の権限を持
ち、家長不在の場合は「女長」が代理をすることも認めている。「但貸与金
ハ証券ノ檢改ノ爲代理ヲ許サス」とあるから金銭に関しては基本的には
「家長」に権限を与えていたようだが、「女長」にも「家長」に準ずる権限
が認められていることは、国家規範とは大きく違っている。またここでは
割愛するが、子供の養育についての項目をみても長男を特別扱いする思想
は見あたらない。それに戸主も妻も「家長女長ニシテ用向ニ付他出之時
仮令津山其他ニ於テ身用ノ品ヲ買求ムルトモ家長ハ五円己内女長ハ三元以
内ノ買物随意両長共制限以上ハ購入得サルモノトス」と規定されている。

金銭に関する細かい規定は「株内」、「親類」に対する対応の仕方にも見
られる。「株内」、「親類」間の金穀の貸与も、「天災病難水火の災害」やそ
の他生活に困窮した場合以外は、厳しく制限している⁴⁰⁾。ただし、生活に
困窮した場合は、「應分の補助ハ義務」とあり、あくまで「株内親戚平和」
が重要視されている。この点は「家長諸事心得大意之事」にもよく現れて
おり、親類や、株内、近隣に病気の者がいるときは、見舞品を持って訪問

することと説かれている⁴⁴⁾。この「家掟」にみる限り長幼の序や戸主権の卓越といったものはない。さらに、「第十七條 女長諸事心得大意之事」に「一、家を維持存続の基礎ハ、家長女長心得睦間敷に有り。則夫婦ハ日月の如し、夫ハ日にして陽なり。婦ハ月にして陰なり。月ハ日の光陽を受けて光輝有り、・・・」と「家」の存続維持を希求することが、「家長女長心得睦間敷」することの目的になっている。先述の家々と比べて緩やかな秩序体系であるが、「家」永続の願いについても、「家々および家内の和」と結びついた形で示されている。守安家では、実質的な家産の継承のみならず、利害関心を共有し連帯していく必要が寄生地主の「家」より強くあったのであろう。まさに「一家承継」よりも、「一家生計」の観念が重要な意味を持っていたことを端的に表現している。「女長」にある程度の権限を認めているのも、このことと無縁ではない。なお買物や飲酒を慎む規定や学問の奨励など、日常生活における細かい規定が見られ、勤儉力行の思想が観察されるのも特徴的である。

以上のように、守安家の家憲に見られる規範は、「一家生計」の観念に特徴的な如く、国家規範とはかなり隔たりのあるものであった。また同様の指摘は、大西家の「家法」についても可能であろう。大西家では、財産は「大西家の家督財産にして不可分」であり、「百姓をもつて本業とし、確實なる有価証券、土地、および貸金等に投資するものとす」(黒崎[1977:133])として、「家の永続」を計るために農業に従事しながら財産を運用していくことを規定している。成員に対しては、「宣誓」にも「神仏祖先の霊を毎朝夕礼拝すること」、「各自その本分をわきまえ、堪忍を旨とし、相協力扶助、決して争わざること」、「家の行事は家法、口伝、その他規約に準拠すること」、「正月元旦の儀式は、家族一同わらむしろの上にて執行すること」、「記念日として毎月四日休業して神仏に参けいし楽しく暮すべし」(黒崎 [1977:135])としており、相互協力、質素儉約、勤儉力行といった思想が読み取られる。また、毎月4日を記念日としているのは、2月4日が初代の命日であり、繁太郎が移住した日でもあるところからくる(黒崎

[1977])。祖先への礼拝と、正月の「わらむしろ」の儀式を義務づけていることが、「家」への志向性と創設者としての自負という二重性を現している。

守安家、大西家両家に共通の規範は、祖先崇拜、勤儉力行主義、同族団内の和合の義務づけである。「家」の存続および、祖先崇拜を第一とすることでは先にあげた国家規範や、大地主の家々と共通しているが、その反面、戸主はあくまで、「家」の運営・統率の責任者としての権限をもつことと、再生産単位としての「家」が、最重要視されている。つまり「一家承継」の観念は、あくまで「一家生計」の観念と不可分離であって、その意味において家産としての土地は、商業資本としての意味をもちながらも、生産、耕作と不可分に結び付いていた訳である。

では、家業が土地から離れてしまった商家の場合はどうであろうか。まず、家長権については、「家長は家族の勤情を査察し、賞罰する事あるべし」、「家長は家族を統括する爲め、第三章の賞罰例を設く」、「家族は家長の命令に従ふの義務を有す」(養蚕家・曲尾家)、「主人は一家の模範なれば、他に先だちてより多く勤勞せよ」(山林家・土倉家)、「主人は雇人と共に働け」(清酒菊正宗醸造・嘉納家)としており、家政、家業の監視役であると同時に自らも家業に携わる家長像が特徴的である。また経営面では、「勤儉家を興し驕奢身を減す、深く省みざる可からず」「傳來の家業を守り、決して投機事業を企つる勿れ」(呉服店・伊藤家)、「勤儉質素を旨とし徳を履んで他を化せよ」(山林家・土倉家)、「一家相和し相信じて共に家業を励め」、「父祖の業を専守すべし」(清酒菊正宗醸造・嘉納家)、「味醂醸造の業は代々吾が家業として、子孫に傳へ其の功を遂ぐるを期せよ」、「忍耐は幸福を生み業を盛んならしめ家を富まさしむ、宜しく心に銘して忘るる勿れ」、「常に勤儉の美德を守り怠慢驕奢の惡風を避けよ」(味醂醸造・堀切家)などがあり、農家では、継承財として家産が大切であったのに対して、商家では先代から次世代へ継承していくべきものとして、家業が最重要視されている。つまり「家」は家業によって具現化しているといえる。

所有面では、「私有財産は各自の擔任たるべし」、「家長より與へられたる金銭物品を稱して私有財産と云ふ」（養蚕家・曲尾家）、「投機事業に指を染むる勿れ、額に汗して得たる者に非ざれば、眞の財産と稱するに足らず」（味噌醸造・堀切家）というように、家産としての土地は姿を消している。また堀切家の場合、財産が労働と不可分に語られている点が特徴的である。曲尾家には「私有財産」という記述が見られるが、堀切家では「家」の財産と個人の財産が分かれていたことの証しであろう。ただし、この私有財産も「家」の存続を前提とした上でのものであったことには留意しておく必要がある。

ここで取り上げた商家は、『家憲正鑑』から抜粋したものであるが、日本でも有数の富豪層であり、家憲というよりはむしろ社訓の意味が強い。戸主権や相続に関する規定があまり見られないのは、そもそもそうであったのか、編纂された際に落とされたのかは不明であるが、とにかく日常的な行為規範が中心であり、いずれも家業の維持が重要視されている。商家で継承財として重視されているのは家産というよりむしろ家業であり、その家業を次世代へ伝えていこうという強い意図が読み取られる。さらに家長権の卓越は見られず、家長は家業を守るための統率者、家人の模範たることが求められている。

(3) 「家」存続の諸戦略

家憲に観察された諸規範は、「家」を存続していこうとする戦略のバリエーションの現れであったといえる。継承財として重視されていた家産、家政、家業は、個人の私有財産とは別個に「家」に属するものとされ、家長でさえも自由に扱うことはできなかった。所有や権限にも、変化に対応し、世代間継承を可能にするための実践論理に即して、「家」を中心に個人に権限を付与したと考えられる。

所有や経営面では、各々の「家」の維持にとって最重要視されている財に関して、「先祖伝来の」、「祖先の」、「父祖の」と形容されており、これらは「家」に属するものと規定され、個人の自由にしてはならないと戒めら

れている。明治民法では、家督財産は戸主権や祭祀権など象徴財のみであったが、ここで考察した家々では、物財でも個人に帰するものと「家」に帰するものが分けられているのである。物財をすべて個人に帰したのでは、「家」の存続は困難であったということであろう。同時に、制度的改革の下で、私有財産を全く認めないことは成員間の対立を生み、逆に「家」の維持を妨げたと推定できる。同じ意図でもって、本家分家間の和合や相互協力、質素儉約を説いたと考えられる。家長に付与された権限についても、家長には超世代的「家」の継承者としての象徴的意味が与えられたと同時に、現実の家を執りしめる能力が要求されていたことがわかる。その能力が欠けていた場合、いくら長男であっても家長にすることは忌避された。つまり「家」の存続のためには、その「家」が具現化した現実の生活や財産を維持することが最も重要であり、それに比べれば血筋や長幼の序といった相続順は、二義的なことであったのである。誰が戸主になるかという問題については、状況に応じた柔軟な選択がなされていたのである。

4 結 び

上述した家規範は、象徴財は家単位、物財は個人単位での継承を規定する国家規範とは、成立の契機が異なっていた。家規範では、象徴財のみならず物財も「家」に帰属するものが定められていた。制度の変化に対応して個人の私有財産をある程度認めながらも、「家」の存続のためには、依然「家」の財を維持継承していく必要があったのである。国家規範における家は血縁および宗教的側面を継承財として連なっていくものであったが、ここで考察した家憲では、家産、家業、家政あつての「家」だったのであり、こういった重要な物財なくしては彼らの「家」の維持は危ぶまれた。明治期以降も一種の法人所有が継承、維持されていたのである。これは、明治期以前の遺制という捉え方も可能かもしれないが⁽¹²⁾、ここでは一連の政策が内包していた非一貫性に対して、家憲では、「家」の維持継承に有用であるという実践論理に基づき独自の一貫性を保とうとしたことの現れで

あると解釈したい。国家政策や家内部での位座等の拘束下における家憲の作成それ自体が、「家」存続の一つの戦略であった訳である。

従って、政策上の家でもって戦前の家族を考えることには以下の二点に関して問題があった。すなわち、国家政策それ自体が個人と家とを並存させており、ここからリジッドな家モデルを抽出することが困難であったこと、また家規範は、戸主の権限や財産相続などに関してみただけでも国家規範に全面的に適合的だったのではなく、時には対立していたことである。後者は、従来、「家」規範の国家規範への融合、統合的側面が説かれるあまり看過されてきた点である。国家、家、個人の三元構造の絡み合いの中の「家」の存続のあり方には、様々なバリエーションが見られたし、そこで独立変数となっていたのは、家憲に照準して言えば、作成者の意図であった。その限りにおいて家憲に描かれた「家」の像は、為政者のイデオロギーにおける「家」像とは異なるものであり、時に対立するものであった。国家規範と家規範とのずれは、国家体制の変化の中であって、「家」の存続を危うくする規範に対し、従来からの「家」を維持していこうとする意図から生じた新たな対応である。その意味では単に旧慣として払拭されてしまう程のものではなく、対抗する可能性も持っていた。こういった主体的側面を看過して、国家規範との融合を自明視することには問題がある。さらに、「家」を存続させようという志向性を戦後の民法に基づく価値観との対比でのみ否定することも問題である。

本稿では国家規範と家規範との差異を中心に論じてきたが、家憲に観察されたバリエーションが、家憲作成者の意図と戦略の投影であることも解明した。そこに家憲作成者の主体性を読みとることが出来、それがまた「家」の存続や更新に大きな意味を持っていたこともある程度究明できたかと思われる。このことは、個人の意識を独立変数として、「家」を連続と変化の視角から捉えるアプローチの存在意義を示しているといっていよう。しかし、「家」の本質的側面の究明に迫るためには「家」存続の多様性と同時に、「家」の可変性、連続性に関して考察を加える必要がある。こ

れは、家憲の通時的分析と同時に、相続、分家、婚姻慣行との関係において追究すべき今後の課題である。

註

- (1) 明治期の政策における家と実際の庶民の家が異なっていたという指摘は、川島武宜を始めとしてすでに多く存在するし、実際明治初期の政府の伺資料を見ても、為政者の抱く家像と異なる慣習が多く存在したことは明らかである。なお、正岡寛司は、家について少なくとも4つの水準を分ける必要があるとし、その中で「法制度としての家」と「現実の家生活」は異なっていたことを指摘する。しかしいずれも最終的には、政策によって家はある程度統一されたとみる点では一致しているといっている。
- (2) 「家理論の再構築へ向けて」(米村 [1991])
- (3) 前掲論文において継承していくべき財を物財と象徴財に分類している。
例えば物財としては、山林耕地、家屋敷、墓地、象徴財は、家紋、家柄、姓、屋号、家風、家格などをあげている。
- (4) 一、一家相続ハ嫡子ヘ譲リ候義ハ勿論、依テ幼年ヨリ家事向身上万端勉強可致。万一嫡子不心得ニ候ハ、親族立会深く及説諭ニ、改心不致候ハム嫡子ト雖モ部屋住隠居申付扶持米唐人ニ付一日五合ツム、諸費金ハ一ヶ月聊ツム遣し、且相続人之義ハ親族立会示談ニテ次男三男之内、又ハ養子ニ而モ心得宜敷者共人撰テ以相続人ニ取極可申、素リ次三男娘共共者他家へ縁付候義改心得第一何れも一世難苦不致様常々善良ニ勉強可致事。
- (5) 一、田畑宅地村内山林従来所持之内悪田畑ト雖モ、地所ハ第一ノ財産故ニ此後情々地所買入数百町歩ヲ購求シ、悪田畑ト雖モ売却差留候事。
- (6) 一、本家財産増加永世ナル事ヲ主トシ、如何程繁榮致テモ濫ニ分家分財等致間敷本家永続法ヲ補助ノタメ分家スル事ナレド妨害トナル事有之。尤分家致候ハム本家財産減シ不申様別途法方立積立タル物ヲ以分家スベシ。素リ十分ノ分財致間敷、向後如何時勢変ルトテ分家之義ハ難キ事且祖先之財産ヲ後世子孫兄弟勝手ニ配分決而不相成、本家財産ハ相続人保護スベシ。
- (7) 一、本分両家睦敷可致義ハ勿論、祝日ニハ分家より早朝本家へ必相勤、又本家よりも返礼罷出、平常ニ日めヲ不怠分家、本家へ罷出家事向相勤、又本家よりも同断、何事ニ不寄本分互ニ無掛念相咄し候様、示談之上取斗可申事。 『永世家内心得覚』
一、次三男、又ハ一ニ女之内分宅ヲ請ルハ其身仕合せヲ得ル事ナレトモ、其分宅人之為斗リニハ無之本家之力ニナス『規則』断簡
- (8) 第十三条 戸主隠居スルニ當リ直系卑属親ナキ時 其家督ハ論セス其弟妹 其兄弟ノ直系卑属親、及ヒ宗家男系血統ノ從兄弟中ノ最幼者ヲ以テ養子ト爲シ假ニ之ヲ相続セシム
第十四条 前条ノ場合ニ於テ 後ニ隠居者ノ卑属親出生シタル時ハ 其年令満三年

ニ違スルヲ待テ之ヲシテ家督ヲ相統セシメ、假戸主ハ其家屬ト共ニ分家ス可シ 但シ 假戸主満十九年ニ違シタル場合ニ於テ本条ノ卑属親アル時ハ三箇年ノ猶豫ヲ爲ス限ニ在ラス

- (9) 戸主又ハ假戸主隠居ノ後分家スル時ハ、其戸主又ハ假戸主タリシ間ニ於ケル家産ノ収入ヨリ其益用ノ爲メニ要スル一切ノ経費ヲ切除シタル残餘ノ十分ノ五ニ相当スル財産ヲ之ニ分与ス
分与額ノ計算ハ毎年之ヲ行フ
家産減損ノ場合ニ於テ其損失ハ総テ宗家ノ負担ト爲シ其填ヲ要セス 次年以後ノ分与額計算ヲ行フ
- (10) 一、株内親類の間ハ金穀貸借リハ宜からず。萬一間違を生じ、或ハ返済淹滞を生ずる時、双方意向を異にし不和を生ずる基ひとなる虞れあり、此理由 を断るものとす。
九、株内、親類に於テ若天災病難水火の災害、其他事実の困窮に陥り、一家浮沈の場合、一門親戚立会評議結果、應分の補助ハ義務の本分たるものとす。
- (11) 十二、株内、近隣に病者有る時ハ、家内の誰か訪問して軽重の模倣に依り厚薄の見舞品を贈るものとす。
- (12) 例えば福島正夫は、「家制度」と財閥家憲にみられる規範に差異があることを認めた上で、家規範を「より古い、より封建的なもの」であったと指摘する（福島〔1961〕）。

引用文献

- 福島正夫 「財閥家憲と「家」制度」『法社会学』12 PP. 43-64. 1961
- 川島武宣 『イデオロギーとしての家族制度』岩波書店 1957
- 北原種忠 『家憲正鑑』皇道會出版部 1917
- 黒崎八洲次良 『近代農業村落の成立と展開—北海道留寿都村の農業経営を中心として』御茶の水書房 1977
- 正岡寛司 『家族—その社会史的変遷と将来』1981 学文社
→『家族—その社会史と将来』1983
- 中野 卓 『商家同族団の研究—暖簾をめぐる家と家連合の研究』未来社 1968→
『商家同族団の研究第二版（上）（下）』1978
- 大竹秀男 『「家」と女性の歴史』弘文堂 1977
- 柴田 一 「地主家憲の研究—江戸後期～明治前期における地主家憲の成立と構造」
（未発表論文）[n. d]
- 米村千代 「家理論の再構築へ向けて—変化と連続の視角から—」『ソシオロギス』
15 東京大学大学院社会学研究科 1991

THE 'IE' AND FAMILY CONSTITUTIONS

《Summary》

Chiyo Yonemura

In most sociological studies on Japanese family, family norms which appeared in pre-war civil code has been regarded as the 'actual' family norms of that time. However, with this understanding, the meaning of 'actual' norms in the everyday lives of the people had been neglected. Particularly, people's attitudes towards the continuity of 'IE' throughout many generations could not be conceptualized.

Therefore, this paper will attempt to examine family constitutions made since the Meiji-era and indicate the difference between 'actual' family norms and those appeared in the civil code. This paper shows that the former sometimes opposed the latter to sustain and inherit family properties and family lines.